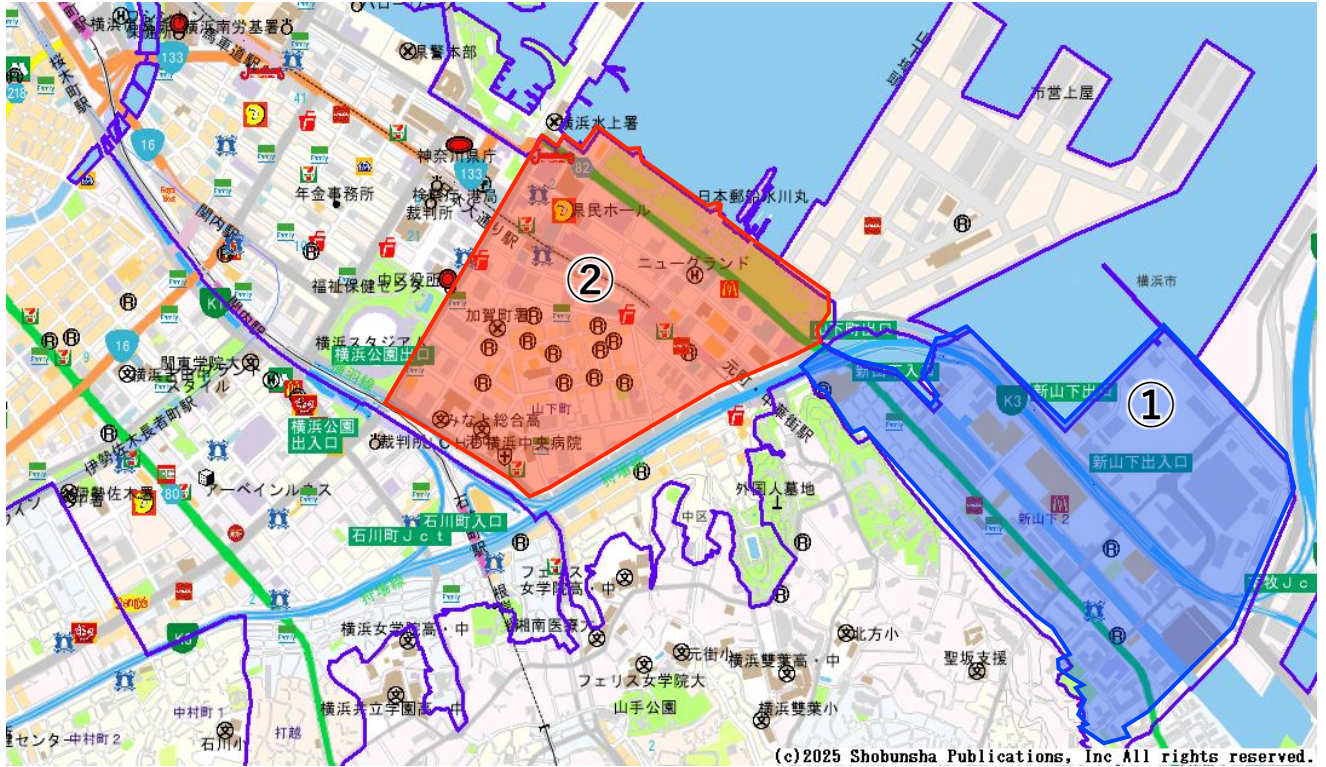


令和 8 年自転車指導啓発重点地区

【加賀町警察署】



① 新山下地区 【選定理由】

- ・ 通勤・買物等で通行する**自転車利用者が多い**地区である。
- ・ 同地区は、一方通行道路が多く、**逆走自転車**が頻繁に走行しており、**交差点における自転車関連事故が発生**している。
- ・ 同地区での自転車関連事故は、**加賀町警察署管内で山下町地区と同様の最多 6 件**発生している。
(令和 7 年中)

② 山下町地区 【選定理由】

- ・ **県内有数の観光地**である横浜中華街や山下公園が所在しており、観光客が多い地区である。
- ・ **シェアサイクル等の観光客も含め自転車の利用者が特に多い。**
- ・ 同地区は、一方通行道路が多く、**逆走自転車をはじめ、ながらスマホ等の危険な自転車利用者**が目立ち、**信号無視による自転車関連事故が発生**している。
- ・ 同地区での自転車関連事故は、**加賀町警察署管内で新山下地区と同様の最多 6 件**発生している。
(令和 7 年中)

上記の地区で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 一時不停止
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 右側通行



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 2 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入！
令和 8 年 4 月 1 日より、**16 歳以上の者**が
 - 重大な事故につながるおそれが高い違反をした
 - 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高い違反をした
 - 警察官の指導警告に従わない場合は交通反則通告制度により検挙されます。
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。